

2021年2月17日

災害救助法適用地域において被害を受けられたご契約者の皆さまへの
特別措置適用について

令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

お客様からの被害についてのご連絡につきましては、以下の事故受付窓口にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

事故受付窓口	0120-826-566（平日：午前9時～午後5時30分）
	03-5962-9520（平日：午前9時～午後5時30分）

なお、令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けた地域に災害救助法が適用されました。弊社では、当該地域でご契約いただいているみなさまを対象に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、弊社代理店または末尾の弊社担当窓口までご連絡ください。

1. 契約の継続手続き

災害救助法の適用日（2021年2月13日）から、2021年（令和3年）8月末日までに満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、2021年（令和3年）8月末日までにご継続手続きをいただければ、契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料払込の猶予

災害救助法の適用日（2021年2月13日）から、2021年（令和3年）8月末日までにお支払いいただくべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、2021年（令和3年）8月末日まで、その払い込みを延期することができます。

災害救助法適用地域（2021年2月17日現在）

適用市町村		適用日
福島県	福島市（ふくしまし） 郡山市（こおりやまし） 白河市（しらかわし） 須賀川市（すかがわし） 相馬市（そうまし） 南相馬市（みなみそうまし）	2021年2月13日

伊達市（だてし） 本宮市（もとみやし） 伊達郡桑折町（だてぐんこおりまち） 伊達郡国見町（だてぐんくにみまち） 岩瀬郡鏡石町（いわせぐんかがみいしまち） 大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいづみさとまち） 双葉郡広野町（ふたばぐんひろのまち） 双葉郡檜葉町（ふたばぐんならはまち） 双葉郡富岡町（ふたばぐんとみおかまち） 双葉郡浪江町（ふたばぐんなみえまち） 相馬郡新地町（そうまぐんしんちまち）	
---	--

<本件に関するお問い合わせ先>

日本支社 03-5962-9500（代） （平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分）	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー19 階
大阪事務所 06-6245-5447 （平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分）	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 3-11-18 郵政福祉心齋橋ビル 7F

以上